

Topic125 英国の建物エネルギー対策(1)

東日本大震災において被害にあわれた地域の皆様に、謹んでお見舞い申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

先進国のエネルギー消費量の大部分を占める建物。建物のエネルギー効率化が最も費用対効果が高いことは認識されつつも、初期コストの高さやインセンティブの低さなどが障壁となり、一部の意識が高く体力のある企業などにしか対策のための取組が普及していないのが現状です。これらをクリアすることも意図して、英国では新しいエネルギー法が施行されました。今号から複数にわたりエネルギー法について紹介します。

1. 英国エネルギー法 2011⁽¹⁾

2011年10月18日に「エネルギー法 2011(以下“法”)」が女王の承認を得て発効された。法によって家庭やオフィスにおけるエネルギー効率向上のための対策の導入が大胆に進み、低炭素なエネルギー供給が保証され、エネルギー市場の適正競争を可能とする国の枠組みがさらに改善されることが期待されている。

法における主要な条項の概要は以下の通り。

■グリーンディール (Green Deal)

建物のエネルギーの効率化を根本的に変える炭素排出削減コストを効率的に減らすことを目指す。グリーンディール資金メカニズムは、エネルギー効率化のための対策に上流側(ディベロッパーやオーナーなど)でコストが必要となることを排除し、電気料金に課される預り金によって下流側(物件使用者など)でそのようなコストを賄うという、仕組みを取り入れている。

■商業用賃貸不動産 (Private Rented Sector)

2016年4月から商業用賃貸住宅のオーナーは、グリーンディールやECO(下記参照)といった財政的な支援が適用可能な場合に、エネルギー効率向上を求めるテナントからの合理的な申し出を断ることができない。

さらに2018年4月からは、住宅/事業系双方ともエネルギー効率基準の最低レベルを満たさない物件の賃貸は違法となる(EPC格付け*E以下となる見込み)。

* : Topic120、121 など参照

■電力会社の義務 (ECO: Energy Company Obligation)

ECO はグリーンディールの不可欠な要素の1つとして、炭素排出量削減を推進する。

ECO は、特に支援なしには対応が困難な物件や低所得者層を対象として、エネルギー効率向上のための支援をグリーンディール資金メカニズムと連携して実施する。また、2012年末に失効する既存の炭素排出量削減義務(CERT (Carbon Emissions Reduction Target)と CESP (Community Energy Saving Programme))は、ECOに引き継がれる。

2. 感想

政府全体で連携して建物のエネルギー効率向上に取り組むための法を導入した英国。オーナーやディベロッパーといった上流側だけに負担を強いては、いつまでたっても膨大な既存建物のエネルギー性能の底上げは図れないと、電気料金に上乗せすることによって広く使用者からそのコストを徴収する仕組みを取り入れました。日本でも使用済み核燃料の処分費用は電気料金に上乗せされて消費者が負担していますが、似たような手段で建物のエネルギー性能を高めるための費用を賄えばよいのか！と感心しました。英国の新しい仕組みによって、エネルギー性能を改善したくても財政的に無理があるという大半の既存建物が抱える問題がどれだけ解決されるのか、今後も注目したいと思います。

また、EU 指令(2002/91/EC)に基づき 2007 年に法律を整備し、2007 年 10 月 1 日から段階的に導入した EPC 格付けが十分に普及したと思われる約 10 年後の 2018 年からは、EPC 格付け E 以下の建物*の賃貸を違法にするという手段には驚きました。EPC には現状把握(格付け)だけではなく、性能向上のための推奨対策(たとえば二重窓にすれば断熱性が高まるなど)+それにかかる費用+その対策を導入した場合の期待される効果、も記載されています。加えて、グリーンディール資金メカニズムによる財政支援の仕組みも整ったようなので、物件所有者等は建物を改善しないことの言い訳ができなくなったように感じます。長期的視点で物事を決めるのが得意な英国人、憶測するに EPC 導入の際からここまで見据えていたのかも(EU 指令の段階からか?)。

*どの格付けを“エネルギー効率基準の最低レベル”とするかはまだ確定していない

今回紹介した取組は、「エネルギー法 2011」のキーとなる部分ですが、これを支える様々な制度も準備されています。次号からも折を見て紹介してまいります。

出典

(1) http://www.decc.gov.uk/en/content/cms/tackling/green_deal/green_deal.asp

(2012/5/18)

(村上の独り言)

「東京のタヌキ その 2」

最近では東京 23 区内にも 1000 匹ほどのタヌキが生息しており、夜の大手町のオフィスビルに自動ドアを開けて入ってくる強者もいるそうです^{A)}。このようなことが新聞記事になったり、私が帰り道にタヌキに遭遇して驚いたりする*¹⁾のは、一度はタヌキが都心から消えて身近な存在ではなくなったことの表れでしょう。ここで生じる素朴な疑問、「タヌキはいつ都心から消え戻ってきたのか？」について調べてみました。

以下は、宮内庁と国立科学博物館が行った皇居におけるタヌキの調査結果(2006 年 4 月から

2007年12月にかけて実施された「溜め糞*²」の調査^{B)}からの情報です。

<タヌキが都心から消えた…>

タヌキの捕獲例は、1950年代初頭までは都心部でもあった。しかし、その後都市化の進行に伴い都心部での記録が途絶え、1970年代には東京都の西部にまで分布が後退した。

<タヌキが都心に戻ってきた>

1980年代から神奈川県と東京都のいくつかの都市周辺で生息情報が現れる。都心部では、1990年代前半に赤坂御用地、1990年代半ばから皇居での目撃情報が増え始める。1996～2000年に行われた国立科学博物館による生物相調査によって、皇居におけるタヌキの定住の可能性が示唆される。

<皇居におけるタヌキの生息密度>

調査時点(2006/4～2007/12)で皇居には30か所の溜め糞場があり、少なく見積もっても数頭から十数頭のタヌキが生息していると考えられている。

約40年間都心から消えていたタヌキ。私を含め、身近にタヌキを知らずに育った人の方が多いであろうなか、タヌキが出た！と騒がれるのも納得できるのではないのでしょうか。

*1: Topic123 参照

*2: タヌキは特定の場所で排便する習性があり、そのような場所にはタヌキの糞が蓄積する。タヌキの生息を明らかにするには溜め糞の調査が有効。

A) 日本経済新聞電子版,2011/8/16 「1000匹が23区に 東京でタヌキが暮らせる理由 大手町のオフィス街にも登場」

B) <http://ci.nii.ac.jp/naid/110007185436/> (2012/5/18)

バックナンバーはこちらからどうぞ！

「ERS Sustainable Site」: <http://www.brown-green.com/>

未来が変わる。
日本が変わる。
チャレンジ
25
イー・アール・エスはチャレンジ25キャンペーンに参加しています。